

物 品 売 買 契 約 書

士別市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、物品の売買について次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、次の各号に定める物品（以下「物品」という。）を受注者から買い受けるものとし、受注者は、これを期限までに売り渡すものとする。

- （1） 名 称 士別市議会議員・事務局用タブレット端末購入
- （2） 規 格 別紙のとおり
- （3） 数 量 20 台
- （4） 納入期限 令和8年8月31日
- （5） 納入場所 士別市議会事務局総務課（北海道士別市東6条4丁目1番地）

（売買代金）

第2条 物品売買代金の額は金〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税〇〇,〇〇〇円を含む）とする。

（契約保証金）

第3条 士別市契約事務に関する規則第28条の規定により免除する。

（仕様等）

第4条 物品の規格及び品質は、仕様書、図面、見本又は発注者の指定するところによる。

（納入通知）

第5条 受注者は、物品を納入するときは、事前に発注者に通知しなければならない。

2 受注者が納入期限までに物品を納入することができないときは、その事由を明らかにして発注者に延期を申し出るものとする。

（検査）

第6条 発注者は受注者が物品を納入した日から5日以内に検査を行うものとする。

2 受注者は、検査の結果、不合格品又は数量に過不足がある場合は、発注者の指示に従い速やかに改めて物品の納入又は補修を行い、検査を受けるものとする。

3 検査に要する費用及び検査のため変質、変形又は消耗き損したものは、すべて受注者の負担とする。

（所有権）

第7条 物品の所有権は、前条の検査に合格したときに発注者に移転する。

（契約代金の支払）

第8条 契約代金は、物品の所有権が発注者に移転した後、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（遅延利息）

第9条 受注者が納入期限までに物品を納入することができないときは、遅延日数1日につき、契約金額の1000分の25に相当する金額を遅延利息として発注者に支払わなければならない。ただし、納入期限の延期が発注者の事情によるとき、又は天災その他不可抗力に起因すると認めるときは、この限りでない。

2 遅延利息は支払金と相殺することができる。

（契約の解除）

第10条 発注者は、受注者が次の各号に該当したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1） 受注者が納入期限までにこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

（2） 受注者から契約解除の申し出があったとき。ただし、発注者が正当な理由によるものと認められた場合に限る。

2 前項によりこの契約を解除した場合は、受注者は契約代金の10分の1を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、契約解除の原因が天災その他不可抗力に起因すると認めるときは、この限りでない。

（契約不適合責任）

第11条 受注者は、物品の品質・性能不良、数量不足、梱包不良等一切の契約不適合につき物品の引渡後完了後1年間その担保の責に任ずるものとし、発注者は受注者に対して、何らの催告をすることなく、発注者の任意の選択により物品の売買契約の解除、代金の減額、代替品の納入又は当該契約不適合の修補を請求することができる。

2 前項によって発注者が代替品の納入又は当該契約不適合の修補を請求したときは、受注者は、発注者の負担の程度にかかわらず、これに従うものとし、発注者が請求した方法と異なる方法によって追完をすることはできない。

3 発注者は、受注者に対し、第1項に基づいて解除をし、若しくは代金の減額、代替品の納入若しくは当該契約不適合の修補の請求をするとともに、又は解除権の行使若しくはこれらの請求をすることなく、当該契約不適合によって生じた発注者の損害の賠償を請求することができる。

4 受注者は、自らの責めに帰すべき事由がないこと、当該契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由に基づくものであること、又は当該契約不適合が軽微なものであることを理由として、本条の契約不適合責任を免れることはできない。

（損害賠償）

第12条 発注者又は受注者が、その債務の本旨に従った履行をしないことその他本契約条項に違反したことにより、相手方に損害を与えたときは、その一切の損害（通常損害に加え、違反当事者が予見すべきであった特別事情に基づく損害を含む。）を賠償するものとする。違反当事者は自らの責めに帰することができない事由があることを理由として、損害賠償責任を免れることはできないものとする。

（管轄裁判所）

第13条 この契約について訴訟等が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（その他）

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書を2通作成し、発注者と受注者とが記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

| | | |
|-------|-------|--------------|
| （発注者） | 住 所 | 士別市東6条4丁目1番地 |
| | 名 称 | 士別市 |
| | 代 表 者 | 士別市長 渡 辺 英 次 |

（受注者）

規格（第1条関係）

| 項目 | | 数量 |
|----|-----------------------------|-----|
| 1 | タブレット端末 (Apple iPad Air M4) | 20台 |
| 2 | フラップケース ELECOM TB-A25XSABK | 20個 |
| 3 | 保護フィルム ELECOM TB-A25XFLAPLL | 20個 |
| 4 | Apple Pencil Pro | 20個 |